

1. 件 名：九州電力株式会社玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正について

2. 日 時：令和5年5月19日 10:30～12:00

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、澤村防災専門官、宮田専門職、酒井専門職

監視情報課

渡邊課長補佐、竹田地方調整専門官、田村専門職、友岡係員

玄海原子力規制事務所 渡邊防災専門官

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ 課長 他7名

5. 要 旨

九州電力株式会社から、同社玄海、川内各原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正について、資料1～資料4に基づき、以下の修正内容に関する説明があった。

- ・ 通報連絡先への上席放射線防災専門官の追加
- ・ 原子力災害医療に関する記載の充実
- ・ BWRプラントに係るEAL判断基準の見直しを踏まえた自主的な改善
- ・ 除専用資機材に係る記載の明確化
- ・ 通報連絡先組織の名称変更に伴う修正（玄海）
- ・ ERSS伝送パラメータの追加に伴う修正（川内）
- ・ 後方支援拠点の追加等に伴う修正（川内）
- ・ その他、記載の適正化 など

原子力規制庁より、以下の点について伝えた。

- ・ 原子力防災資機材であるホイールローダについて、点検頻度に係る考え方を整理しておくこと。なお、AEDの点検頻度については、厚労省から日常点検を推奨していることを踏まえること、
- ・ 後方支援拠点候補地の設定について、後方支援拠点候補地から取り下げる考え方を説明すること。その際、用地の広さのみならず、アクセス性や発電所からの方位や距離についての分析内容も説明すること。

九州電力株式会社から、本日の面談におけるコメントを反映し、後日再説明するとの回答があった。

また、警戒事態に係る報告様式について、別途、原子力規制庁から観測したgal数（地震動の加速度）、スクラム設定値についても記載に含めるよう各事業者には調整している件については、今後反映していくと回答があった。

## 6. その他

配布資料：

- 資料1 (案) 2023年度 玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について(九州電力株式会社)
- 資料2 (案) 2023年度 川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について(九州電力株式会社)
- 資料3 2023年度 原子力事業者防災業務計画の修正スケジュール(案)(九州電力株式会社)
- 資料4 ERSS 伝送開始した場合のご連絡文(案)(九州電力株式会社)